参考 1

令和2年10月15日

外国人に対する技能講習の実施に関する厚生労働省通達と全登協ガイドラインとの対比表

外国人の日本語の理解力に配慮した技能講	改正ガイドライン	改正ガイドライン係る具体的な対応事例
習の実施について(令和2年3月31日付	(令和2年10月15日全登協発	(令和2年10月15日全登協発第60号)
け基発 0330 第 43 号) (一部省略)	第60号) (新ガイドライン)	
・外国人に対する技能講習については、日常		
生活に必要な日本語の理解力を有するが、		
専門的又は技術的な事項に関する日本語の		
理解力が十分でない外国人労働者に対し		
て、その日本語の理解力に配慮した技能講		
習が適切に実施されるようにすることを目		
的として、「外国人労働者に対する技能講習		
の実施について」(平成24年10月10日		
付け基発 1010 第 4 号厚生労働省労働基準		
局長通知)の別添「外国人労働者に対する技		
能講習実施要領」に基づき実施してきた。		
・今般、出入国管理及び難民認定法の改正に		
より特定技能の在留資格が設けられ、技能		
講習の受講を希望する外国人が増加するこ		
とが見込まれる。		
・労働安全衛生法第77条第3項に規定す		
る登録教習機関(以下「登録教習機関」とい		

- う。)は、技能講習を受講する外国人(以下「外国人受講者」という。)を雇用する事業者又は外国人受講者の申告等により、外国人受講者の日本語の理解力を把握するとともに、当該外国人受講者の日本語の理解力に応じた配慮を行った上で技能講習を実施すべきである。
- ・以上を踏まえ、また、ガス溶接技能講習規程第3条第3項等の規定に基づき、別添のとおり、「外国人に対する技能講習実施要領」を定めるので、管内の登録教習機関が且本語の理解力が十分でない外国人に対する技能講習を実施する場合には、各種技能講習規程の施行に係る通達のほか、当該実施要領及び下記(省略)により技能講習が適切に実施されるよう指導されたい。

記

- 1 修了試験について(一部省略) 厚生労働省が多言語で作成する予定の 技能講習の理解度を測る標準的な試験問 題(多肢選択方式)について (別途指示)
- 2 適切な教材の使用について(一部省略)

厚生労働省が多言語で作成する予定の 補助教材について(別途指示)

3 適切な監査指導に実施について

日本語の理解力が十分でない外国人に 対して、その日本語の理解力に配慮した 技能講習が適切に実施されていない場 合、厳正な指導を行うこと。特に、修了 試験において、講師等が正答を教示する 等の不正事案に関しては、本通達に基づ き、厳正な指導を行うこと。

4 適用

本通達は、令和2年10月1日より適 用する。

外国人に対する技能講習実施要領

(令和2年3月31日付け基発 0330 第 43 イドライン 号の別添)

(抜粋)

1 本要領の趣旨

本要領は、専門的又は技術的な事項に関

外国人に対する技能講習の実施に関するガ

1 目的

このガイドラインは、厚生労働省労働基準 |する日本語の理解力が十分でない外国人に |局長通達「外国人の日本語の理解力に配慮し |対して労働安全衛生法第61条第1項に定め |た技能講習の実施について」(令和2年3月 うにするために定めるものである。

|る就業制限の対象となる業務に係る技能講 | 31 日基発 0330 第 43 号) (新通達) に基づい |習を実施するに際し、その日本語の理解力 | て、専門的、技術的な事項に関する日本語の |に配慮した技能講習が適切に実施されるよ | 理解力が十分でない外国人に対し、一般社団 法人 全国登録教習機関協会(以下、「当協会」 という。)の会員が、その労働者の日本語の理 解力に配慮した技能講習を適切に実施できる ようにすることを目的とする。

> なお、厚生労働省の旧通達が「日常生活に 必要な日本語の理解力を有する※1が、専門 的、技術的な事項に関する日本語の理解力が 十分でない外国人労働者」を対象としていた のに対し、新通達では、「日本語の理解力が十 分でない外国人」を対象としていることに留 意すること。

> これに伴い、新诵達では、「外国人の日本語 の理解力の把握」が求められたところである。

2 適用

このガイドラインは、会員が「日本語の理 解力が十分でない外国人労働者」に対し、

① 外国人向けコースを設置して技能講 習 (労働安全衛生法第 61 条に定める 就業制限業務に係るものに限る。)を

実施する場合

② 外国人向けコースを別途設置するこ とが困難な場合で、外国人受講者が理 解できる言語による補助教材を使用 することや通訳者による同時通訳を 実施することにより、通常コースで受 け入れる場合に適用する。

- 2 技能講習の実施
- 1の技能講習は、次のとおり実施すること。
- (1) 外国人の日本語の理解力の把握
- ・事業者は、外国人労働者に技能講習を受 講させる場合、当該外国人労働者が当該技 能講習の内容を日本語で理解できるか確認 し、受講申請の際、その結果を登録教習機 関に対して別紙様式(省略)を参考に通知 すること。
- ・事業者の指示によらず外国人が技能講習 を受講しようとする場合、受講を希望する 外国人は、技能講習において使用する日本 語のテキスト等を確認し、受講申請の際、 自らの日本語の理解力について別紙様式 (省略)を参考に自己申告すること。

- 3 外国人の日本語の理解力の把握等※1
- (1) 日本語の理解力の把握
 - ① 事業者が受講させる場合 事業者が外国人労働者に技能講習を 該技能講習の内容を日本語で理解でき「防止することも必要である。 果を把握すること。
 - ② 事業者の指示によらず外国人本人が 答えができるかによっている。 受講する場合

者に自己申告させること。

※1について

- ・外国人の日本語理解力の把握については、受 け入れる教習機関側も「日本語理解力テスト」 |や「面接」等を実施し、外国人を送り出す事業 受講させる場合、当該外国人労働者が当 | 者側との認識の違いによるトラブルの発生を
- るか確認することとされており、その結 |・日常生活に必要な日本語の理解の判断は、実 施管理者が面談又は電話により日常会話の受け
 - ・受付に日本語、外国語双方に堪能な職員を配 自らの日本語の理解力について受講 |置し、日本語の理解度をチェックしている。
 - ・日本語のテキストを読ませて、理解が十分で ない人には通訳付きのコースで受講させてい

・登録教習機関は、技能講習を受講する外国 人(以下「外国人受講者」という。)の日本 語の理解力を事前に確認しておくことが望 ましいこと。

技能講習の受講対象者は、日本国内にお ※2 について 図、運転、操作等の基本的用語を日本語で |で覚えてもらうよう工夫している。 理解できるように指導することが望まし いこと。

(2) 受講者に対する日本語の指導※2

このため必要に応じ、これらの日本語に ついて理解を深めるため、技能講習の時間 とは別に一定の時間を設定し、基本的用語 についての教育を行うことも考慮するこ と。

(2) 外国人向けコースの設置

日本語の理解力が十分でない外国人受講 者に対して技能講習を実施する場合には、 すること。

ただし、受講者全体に占める外国人受講 者の割合が低い等、外国人向けコースを別 途設置することが困難な場合には、個々の 外国人受講者の日本語の理解力に応じて、 当該外国人受講者が理解できる言語(以下

4 外国語コースの設置

日本語の理解力が十分でない外国人労働者 に対する技能講習を行う場合は、原則として |原則として、外国人向けコースを別途設置 |日本語コースとは別に、外国語コースを設置 する。

(1) 外国語コースの種類

外国語コースは、技能講習の種類及び こと。

る。

いて就業制限業務に従事することが前提 1・実技に用いる専門用語や安全確認について、 であることから、当該技能講習に必要な合「技能講習とは別に一定の時間を設定し、日本語

(例:重心位置 ヨシ等)

使用する外国語ごと※2-2に設置する | ※2-2一の技能講習の学科講習を複数の国籍 の外国人を対象に行う場合、大部屋の中に全体 が見渡せる複数の小部屋を設け、中心となる部

「外国語」という。)による補助教材を使用 することや通訳者による同時通訳を実施す ることにより、通常コースで受け入れるこ とができる。

(2)講師

た資格要件を満たす者であること。

(3) 通訳※3

外国語の能力を有していない場合は、通用したケースがある。 訳を使用すること。

ただし、受講者全体に占める外国人受講者 の割合が低い等、外国人向けコースを別途設 置することが困難な場合には、個々の外国人 受講者の日本語の理解力に応じて、当該外国 人受講者が理解できる言語による補助教材を 使用することや诵訳者による同時诵訳を実施 することにより、通常コースで受け入れるこ とができる。

(3) 通訳者の配置

外国人受講者の日本語の理解力を勘案し て、外国語により技能講習を行うことが必 要な場合であって、講師が当該外国語に堪 能でない場合には、以下のとおり通訳者を 配置して行うこと。

5 通訳の配置

- (1) 通訳は、当該技能講習に関する次の事 項を考慮し、選定すること。
 - イ 日本語のテキストの読解力を有する こと。
 - ロ 当該技能講習を修了した者など、講

屋では日本語による学科講習を行う一方、それ 講師は、当該技能講習規程に定められ │ ぞれの小部屋で異なる言語でそれぞれ通訳を 配置して行っている。

※3について

講師が外国語で講義をするに十分な┃・ハローワークなどを活用して通訳を自社で採

ア 通訳者は、当該技能講習を修了した者 など、講習科目に関する専門的及び技術 的な知識を有しているものが望ましいこ ے ح

当該通訳者を手配できない場合は、通 訳者に事前に当該技能講習を受講させる など配慮することが望ましいこと。

- イ 登録教習機関において通訳者を手配で きないときは、外国人受講者又は外国人 受講者を雇用する事業者に手配を求める こと。
- ウ 専門的及び技術的な事項を含めた日本 語を翻訳することができない音声翻訳機 をもって通訳者の代替とすることは認め られないこと。

(4) 講習時間

通訳者を配置して技能講習を実施する場 合には、通訳に要する時間は、各技能講習規 程に定める学科講習に係る講習時間に含め ないこと。

通訳を要する時間は、通訳の速度を考慮

習科目に関する専門的及び技術的な知 識を有しているもの。※4

技術的な知識が不足している場合は、事格を取得させていることが多い。 要な知識を付与するための教育を実施している。 すること。

- (2)登録教習機関において通訳者を手配でる。 きない場合は、外国人受講者又は外国人 受講者を雇用する事業者に手配を求め ること。
- (3)専門的及び技術的な事項を含めた日本 語を翻訳することができない音声翻訳 機をもって通訳者の代替とすることは 認められないこと。

6 講習時間

技能講習における学科及び実技の講習 時間は、次の事項を考慮した上で決定す ること。

- (1) 学科講習時間
 - イ 通訳を配置しない場合

※4について

- なお、当該技能講習に関する専門的・Ⅰ・通訳には、事前に技能講習を受講させて、資
- 前に当該技能講習の傍聴させる、又は当一・送り出し事業場で通訳を手配する場合、前も 該技能講習を修了させるなど通訳に必 つて通訳にテキストを渡して事前の学習を求め
 - ・事前に通訳に実技講習を見学してもらってい

の上、日本語による技能講習の内容をその まま訳すための時間に過不足のないものと すること。

講師が外国語で直接、講義を行う場 合※5は、使用する日本語及び外国※5について 容等に応じて、受講者が日本語での「行っている。 専門用語等を理解する時間を加味し て、当該技能講習に定める学科講習 時間に一定程度増やして設定するこ と。

ロ 通訳を配置する場合※6

場合は、それぞれの機関の通訳の能「ず通訳を付けている。 設定すること。

なお、通訳に必要な時間※7は、各※7について る講習時間に含めないこととし、通 | ュレーションして労働局に届出ている。 めの時間に過不足ないものとするこいる。 ے ح

語のテキスト、その他補助教材の内 ・講師要件を満たす講師が外国語で直接講義を

※6について

- 通訳を配置して技能講習を実施する |・外国語コースで学科講習を行うときには、必
- 力、経験、使用するテキスト及び補助 |・通訳を付ける場合、外国語テキスト及び補助 教材等を考慮して学科講習の時間を 教材等を用い、講習時間を30%以上としてい

- 技能講習規程に定める学科講習に係一・通訳を使用した場合にかかる講習時間をシミ
- 訳の速度等を考慮の上、日本語によ一・法令や災害事例は、日本人の1.5倍くらい る技能講習の内容をそのまま訳すた かけ、全部の講習で1.3倍となるようにして
 - ・一定の割り増し時間で対応している。

(5) 修了試験

- ア 修了試験問題の程度は、通常の技能講 習におけるものと同等のものとするこ 7 修了試験※9 ے کے
- イ 修了試験のうち学科試験は、原則とし て筆記試験により行うこと。
- ウ 筆記試験は、外国人受講者の日本語の 理解力に配慮し、原則として試験問題中 の全ての漢字にひらがな若しくはローマ 字によるルビを付す又は試験問題を外国 語に翻訳して行うこととするが、試験問 題を外国語で読み上げ、外国人受講者に 解答させる方法としても差し支えないこ と。この場合、読み上げを行う者等が解 答を外国人受講者に教示する等の不正行 為を行わないよう、試験の適正な実施に

(2) 実技講習時間

実技講習における合図、運転、操作 等に関する基本的な日本語の用語につ いて受講する労働者の理解の程度に応 じて、通訳の配置の必要性※8及び実技 | ※8について 科講習で通訳を配置している場合は、通 を付けるか否か判断している。 訳を配置することが望ましいこと。

(1) 学科講習修了試験

- 等のものとすること。
- ロ 修了試験のうち学科試験は、原則と して筆記試験により行うこと。
- ハ 筆記試験は、外国人受講者の日本語 の理解力に配慮し、原則として試験 問題中の全ての漢字にひらがな又 はローマ字によるルビを付すこと、 又は試験問題を外国語に翻訳して 行うこと。

後者の場合、試験問題を外国語で

- 講習の時間を決定することとするが、学 |・実技講習の際、学科講習の様子をみて、通訳
 - ・実技講習では、通訳の設置は各班1人ではな く、全体で1人としている。

※ 9

- ・学科試験は、口述によるものではなく、外国 イ 学科講習の修了試験問題の程度は、|語の試験問題により実施していることが多い。
 - 通常の技能講習におけるものと同 |・外国語の試験問題を翻訳会社に委託して作成 している。

十分留意すること。

エ 学科試験の時間は、外国人受講者の日 本語の理解力を勘案して、通常の学科試験 の時間の1. 3倍まで延長して行うことが できること。

読み上げ、外国人受講者に解答させ る方法としても差支えがないこと。 この場合、読み上げを行う者等が解 答を外国人受講者に教示する等の 不正行為を行わないよう、試験の適 正な実施して十分留意すること。

- ニ 外国語に翻訳して行う場合は、技能 講習の区分、外国語の種類に応じ て、全登協で提供している試験問題 や厚生労働省が公表している試験 問題を活用することも検討するこ
- ホ 学科試験の時間は、外国人受講者の 日本語の理解力を勘案して、通常の 学科試験の時間の1.3倍まで延長 して行うことができること。
- (2) 実技講習修了試験

実技講習修了試験における合図等の用 語は、全て日本語で行い、通常の実技講 習の試験と同等のものとすること。

(6) 適切な教材の使用

外国語によるテキスト、模型及びOHP, ビデオ等の視聴覚教材の活用に努めるこ と。

8 教材※10

※10

(1)テキストは、当該技能講習の日本語テ ↓・外国語に翻訳した簡易版の教材を事前に受講

補助教材を使用すること。

- に翻訳した資料(補助テキスト)
- を解説した用語集(実務用語集)
- ハ OHP、ビデオ又はパワーポイント 多い。
- ニ その他当該技能講習に関連した翻 訳資料
- ホ 模型、写真、イラスト など
- (2) 補助教材ついては、厚生労働省にお いて多言語(令和元年度作成のものに ついては、英語、中国語、ベトナム語、 タガログ語、インドネシア語) で作成さ れ、厚生労働省のホームページで公表 されているものがあること。 この補助教材の中の補助テキストのう ち、フォークリフトについては、全登協 版(日本語版)のテキストから重要な項

キスト又は日本語テキストを外国語に 生に配布し、技能講習の理解度を高めている。

- 翻訳したもの(ただし、日本語テキスト |・自社で作成した完全翻訳テキストを使用して と併用のこと)とし、必要に応じて次のいる。また、自社で作成した日本語テキストを 基に外国人留学生に委託して翻訳させている。
- イ 日本語テキストを抜粋して外国語 |・補助教材としてWeb上にアップされた外国 の事故事例を紹介して講習を行っている。
- ロ 当該技能講習に関連する専門用語 ・補助教材のパワーポイントは、外国語・日本 語併記により理解を深める工夫をしているのが

目を抜粋して作成されたものであるこ

と。

また、この補助教材の使用に当たっては、厚生労働省から令和2年7月28日付け基安安発0728第1号「技能講習の実施における外国人補助教材の使用上の留意事項について」が発出されており、その中で、

- ① 補助教材のみを使用しての講習は講習 内容に不足が生じるおそれがあるため 避けることとし、登録教習機関が通常 用いるテキスト・教本と併せて使用す ること
- ② 補助テキストと整合の取れたテキスト・教本を使用することが効果的であること

とされていることに留意すること。

全登協では、フォークリフト運転技能講習について、その補助教材のうちの「フォークリフト技能講習補助テキスト(ベトナム語)」と「実務用語集(ベトナム語)」を全登協で一部加工し、これを全登協作成の「フォークリフト運転者教本技能講習テキスト(日本語版)」とセットにして提供している

(7)技能講習に関する料金

通訳者の配置に際して必要な経費及び外国 人受講者の日本語の理解力に配慮して実施

する修了試験に必要な経費は、あらかじめ 業務規程に定めた上で、受講料として外国 人受講者に負担させることができること。 |者の配置に係る実費について開示できるよ |に負担させることができること。 うにすること。

3 技能講習修了証の発行

留カードに記載されている氏名を記入。

4 業務規程の変更

教習機関は、業務規程に定める事項のうち、記入すること。 技能講習の時間、技能講習の実施方法、修了 |試験の実施方法、技能講習に関する料金に | 12 業務規程の変更 関する事項等必要な事項について変更を行

ので、その活用を図ることが望ましいこと。

9 技能講習に関する料金

なお、通訳者の配置に係る実費費用に幅が 通訳者の配置に際して必要な経費及び外国人 |ある場合、通訳者の配置に係る実費相当を |受講者の日本語の理解力に配慮して実施する |受講料に含める旨を業務規程に明記すると | 修了試験に必要な経費は、あらかじめ業務規 |ともに、外国人受講者の求めに応じて诵訳 |程に定めた上で、受講料として外国人受講者

なお、通訳者の配置に係る実費費用に幅が ある場合、通訳者の配置に係る実費相当を受 講料に含める旨を業務規程に明記するととも 氏名の欄には、旅券(パスポート)又は在 に、外国人受講者の求めに応じて通訳者の配 置に係る実費について開示できるようにする こと。

10 技能講習修了証の発行

当該技能講習の修了試験に合格した外国人 日本語の理解力が十分でない外国人を対 |受講者の修了証の氏名の欄は、旅券(パスポー |象とする技能講習を実施しようとする登録 |ト)又は在留カードに記載されている氏名を

日本語の理解力が十分でない外国人を対象

|通訳に要する時間を当該業務規程に記載す | 書を提出する必要があること。 ること。

い、労働安全衛生法及びこれに基づく命令 とする技能講習を実施しようとする登録教習 に係る登録及び指定に関する省令第23条第 機関は、業務規程に定める事項のうち、技能 |3項の規定に基づき、技能講習を行おうとす |講習の時間、技能講習の実施方法、修了試験 る場所を所轄する都道府県労働局長に業務の実施方法、技能講習に関する料金に関する |規程変更届出書を提出する必要があるこ | 事項等必要な事項について変更を行い、労働 安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録 なお、通訳者を配置して技能講習を行う 及び指定に関する省令第23条第3項の規定 |場合には、技能講習の時間に関する事項及 |に基づき、技能講習を行おうとする場所を所 |び技能講習の実施方法として、その旨及び | 轄する都道府県労働局長に業務規程変更届出

> なお、通訳者を配置して技能講習を行う場 合には、技能講習の時間に関する事項及び技 能講習の実施方法として、その旨及び通訳に 要する時間を当該業務規程に記載すること。